

那覇市小口資金融資のご案内

1 融資内容

	資金使途	限度額	融資期間	償還	利率	担保	連帯保証人	保証料率	申込場所
一般小口	運転・転設・設備・運転設備・転業	1,000万円	運転・転業5年以内 設備・運転設備 7年以内 (据置6か月以内)	月賦 償還	1.80% ※1.60%	不要	個人は原則 不要、 法人は法人 代表者	0.40%~0.80%	取扱金融機関 商工農水課 那覇商工会議所
特別小口	運転・転設・設備・運転設備	1,000万円	運転5年以内 設備・運転設備 7年以内 (据置6か月以内)	月賦 償還	1.70% ※1.50%	不要	不要	0.60%	取扱金融機関 商工農水課 那覇商工会議所

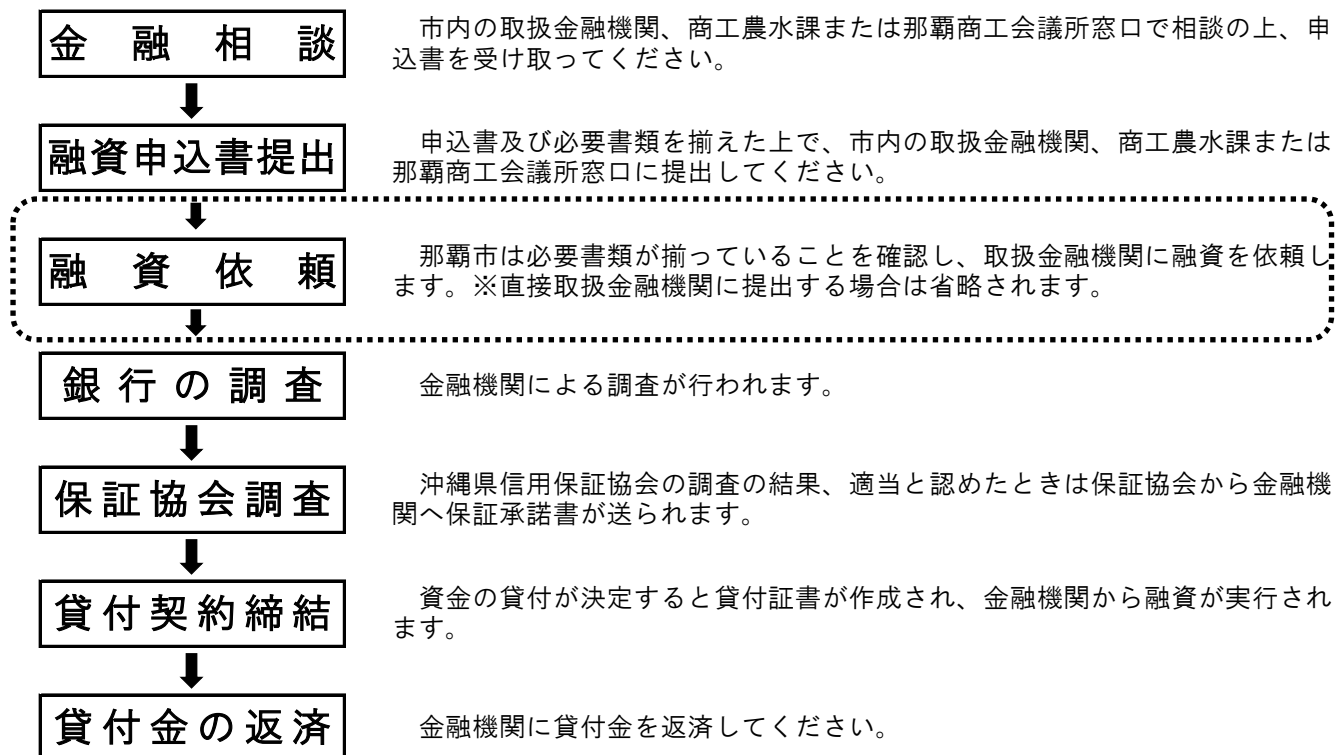
※商工会議所の経営指導を3か月以上実施した場合の金利

取扱金融機関は、「琉球銀行」「沖縄銀行」「沖縄海邦銀行」「コザ信用金庫」の那覇市内の本・支店です。また、申込から融資の実行までに平均2か月程かかりますので計画的にお申し込みください。

【注意点】

- ①一般小口の保証料率は上記保証料率の範囲で、保証協会が決定します。
- ②特別小口は個人事業所のみです。
- ③特別小口資金と一般小口資金を併用することはできません（1企業1件に限ります）。
- ④年度途中で貸付金利が改定されることがあります。
- ⑤令和6（2024）年度の締切は令和7（2025）年3月31日ですが、融資枠に達し次第、締め切ることもあります。

2 融資の手順



お問い合わせ 及び お申込先	那覇市 商工農水課（6階） 電話 951-3212	那覇商工会議所 電話 868-3758
	取扱金融機関（琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫）	

3 那覇市小口資金融資制度のしくみ

那覇市小口資金融資制度は、那覇市、金融機関及び沖縄県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の三者の相互協力によって、市内の小規模企業者に対して必要な事業資金の融通を図る目的で設けられた融資制度です。那覇市と金融機関の資金で融資を実行し、保証協会が担保力・信用力の不足がちな小規模企業者の債務を保証するという仕組みとなっています。

4 申込みの要件

① 一般要件（一般小口資金を申し込む場合の必要条件）

- （１）令和6（2024）年**1月1日時点で那覇市に住民登録があり**、引き続き居住しているもの。
（個人企業の代表者のみ。法人代表者については問いません。）
- （２）市内に**6か月以上**事務所を有し、この間継続して同一の業種に属する事業を行っているもの。
- （３）常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人
※常勤のパート・アルバイトは従業員に含む。
※経営者、役員、家族従業員（生計を一にしている家族）は従業員に含まない。
- （４）市税の滞納がないもの。
- （５）許可・認可を必要とする業種の場合は、その許可・認可を受けていること。
届出を必要とする業種の場合は、その届出を行っていること。
- （６）適切な事業内容及び事業計画を有すること。
- （７）保証協会の**保証対象業種**であること。※P4参照
- （８）保証協会が現に保証する無担保保証に係る債務額とこの那覇市小口資金融資に関する要綱に基づく融資申込みの合計金額が、保証協会の無担保保証による保証限度（特別小口の場合は特別保証限度）を超えていないこと。
- （９）借換融資の対象は、現に受けている小口融資の元金の2分の1以上を償還していること。

② 特別要件（個人事業者で特別小口資金「無担保・無保証人制度」を申し込む場合の必要条件）

- （１）から（９）の一般要件および、以下3つの要件を満たしていること。**
- （１０）保証委託申込の日以前1年以上引続き市内において同一の業種に属する事業を行っているもの。
- （１１）源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかについて、課税され完納していること。
※保証委託申込の日以前の1年間（前年度・今年度）に納期が到来している税額を完納していること。
- （１２）当融資制度以外で、保証協会の保証を受けていないこと。

5 保証人について

法人の場合は原則として、法人代表者を連帯保証人としますが、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定める条件に該当する場合は経営者保証を不要とする取り扱いができる場合があります。また、調査の段階で保証人の追加・変更等を依頼する場合があります。

個人企業の場合は保証人は原則不要ですが、調査の段階で保証人を求められる場合があります。また、特別小口で申込の場合も、調査の結果によって一般小口へ変更になる場合があります。

6 申し込みに必要な書類（全て1通ずつ）各種証明書等は全て原本

チェック	個人企業	チェック	法人企業
※審査の段階で、必要に応じて別途書類を要求される場合があります。			
[申込者本人]			
※書類の押印及び訂正は、全て実印で行ってください。			
☐	①取扱金融機関所定の融資申込書	☐	①取扱金融機関所定の融資申込書
☐	②市税の完納証明書 ★本庁市民税課・各支所 ※「完納証明書(税額表示なし)」	☐	②市税の完納証明書 ★本庁市民税課・各支所 ※「完納証明書(税額表示なし)」
☐	③国民健康保険税の滞納のない証明書 ★本庁国民健康保険課		
☐	④確定申告書の写し（直近3年分） ※税務署受付印のあるもの ※コピー提出	☐	③確定申告書の写し（直近3年分） ※税務署受付印のあるもの ※コピー提出
☐	⑤印鑑証明書 ★本庁市民課・各支所	☐	④法人印鑑証明書 ★那覇地方務局
☐	⑥住民票抄本（一般）★本庁市民課・各支所	☐	⑤定款の写し
☐	⑦開業した日がわかるもの ※個人事業の開業届出書または事業開始等届出書の写し	☐	⑥商業登記簿謄本又は登記事項証明書 （履歴事項全部証明書） ★那覇地方務局
☐	⑧保険証の写し ※申込人が国保の世帯員又は社保等に加している場合	☐	⑦決算書の写し（直近3年分） ※コピー提出
☐	⑨許認可証の写し ※許認可業種の場合	☐	⑧許認可証の写し ※許認可業種の場合
☐	⑩見積書、請求書等 ※設備・運転設備資金の申込者の場合	☐	⑨見積書、請求書等 ※設備・運転設備資金の申込者の場合
☐	⑪旧債の償還明細書の写し ※借換の場合	☐	⑩旧債の償還明細書の写し ※借換の場合
☐	⑫個人情報の提供に関する同意書	☐	⑪個人情報の提供に関する同意書
☐	⑬融資依頼様式（那覇市小口資金用） ※商工会議所で経営指導を受けた場合	☐	⑫融資依頼様式（那覇市小口資金用） ※商工会議所で経営指導を受けた場合
（特別小口貸付の方のみ） ※下記（イ）～（ハ）のいずれかの証明書			
☐	（イ）所得税納税証明書「その1」 ★税務署 ※源泉所得税以外の所得税が課税され完納していること		
☐	（ロ）事業税納税証明書（納税額がわかるもの） ※事業税が課税され完納していること ★那覇県税事務所		
☐	（ハ）市町村県民税の課税証明書 ※所得割のある県民税もしくは市町村民税が課税され完納していること ★本庁市民税課・各支所		
[連帯保証人（連帯保証人を必要とする場合）]			
	・ 所得証明書 ★市町村税制関係課 ・ 印鑑証明書 ★市町村住民関係課 ・ 個人情報の提供に関する同意書		・ 所得証明書 ★市町村税制関係課 ・ 印鑑証明書 ★市町村住民関係課 ・ 個人情報の提供に関する同意書
※商工農水課または那覇商工会議所に提出する場合は、上記の他に以下の書類が必要となります。			
☐	①那覇市小口資金融資（審査）申込書	☐	①那覇市小口資金融資（審査）申込書
☐	②個人情報の提供に関する同意書	☐	②個人情報の提供に関する同意書

※証明書の有効期間は3か月以内となっていますが、金融機関及び保証協会の書類審査に時間を要しますので、余裕を持って提出してください。

※申込の際は、実印（又は法人印）をお持ちください（訂正などの際に使用可能性があります）。

7 お申込みに際しての留意事項

- (1) 融資のご相談・お申込みは、代表者または事業内容・申請内容についてご説明いただける代理の方が行ってください。
- (2) 借入金の使途の根拠となる見積書や、事業計画等の書類を添付してください。
- (3) 直近1年間の経営状況および今後の事業計画を立て、融資が必要とされる状況を把握してください。
- (4) 必要に応じて金融機関・保証協会から追加で資料を求められる場合があります。帳簿等関係書類を整理・保管しておいてください。
- (5) 無理なく返済できる計画を立て、融資額、返済期間を設定してください。
- (6) 金融機関及び県信用保証協会の審査の結果、融資額の減額や保証人の追加・変更等の依頼がある場合があります。また審査の結果、融資を受けられない場合もございます。ご了承ください。

8 沖縄県信用保証協会について（問い合わせ先 863-5300 保証第一課）

沖縄県信用保証協会とは、物的担保力、信用力の弱い中小企業者が、国や県、市町村の制度資金を利用したり、あるいは金融機関から資金を借入れする場合に、中小企業者の保証人となって、融資が円滑に行われるように設けられた中小企業者のための唯一の公的信用保証機関です。

保証の申込みは保証協会又は金融機関のどちらでもできますが、保証協会自体は資金の貸付は行っておりません。

保証取付け後、万一何らかの事故で中小企業者が返済不能に陥った場合、保証協会が中小企業者に代わって代位弁済します。その後は、保証協会が代位弁済した債務を中小企業者へ請求します。

9 保証対象外（融資できない）業種

（保証協会は政令業種以外は原則として保証対象外業種としている。）

農林漁業（林業の内素材生産業及び素材生産サービスを除く）

金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービスを除く）

風俗営業飲食業
（食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するものを除く）

サービス業等の中で以下のもの

- ・ 興信所、易断所、観相業、相場案内業
- ・ 競輪、競馬の競走場・競技団 ・ パチンコホール、射的場、場外馬券、車券場、競輪・競馬等予想業
- ・ 特殊浴場業、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ、テレホンクラブ、ヌードスタジオ、ストリップ劇場、ファッションマッサージ等（風営法2条6項～10項に掲げられている業種）
- ・ 民営職業紹介業（芸技あっせん業に限る）
- ・ 集金業及び取立て業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）
- ・ 政治、経済、文化団体 ・ 学校法人 ・ 宗教団体